

特定非営利活動法人全国検定振興機構 会員規約

この会員規約（以下、「本規約」といいます。）は、特定非営利活動法人全国検定振興機構（以下、「当機構」といいます。）と当機構の会員（以下、「会員」といいます。）との関係を明確にし、会員の権利と義務について必要な事項を定めるものとします。

第1章 総則

（正会員規約の適用）

第1条 本規約は、当機構の定款（以下、「定款」といいます。）で定められていない詳細な規約を定め、定款を補足するものです。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規約及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとします。

第2章 会員の種別

（会員の種別と権利と義務）

第2条 当機構の会員は、定款第6条において定められた次の3種とします。

- (1) 正会員 当機構の目的に賛同して入会した個人及び団体であり、総会の議決権を有し、活動に直接参加する権利を持ちます。また、許可を得て当機構のロゴ及びホームページのリンクを使用することができます。
- (2) 賛助会員 当機構の事業を賛助するために入会した個人及び団体であり、総会の議決権及び活動に直接参加する権利を持ちません。
- (3) 名誉会員 当機構の事業を遂行するため、特に必要があると認められ、理事会において承認された学識経験者及び団体で、総会の議決権を持ちません。

第3章 入会

（入会方法）

第3条 入会を希望する者は、定款第7条で定める通り、当機構が別に定める入会申込フォームに必要事項を記入し当機構に提出し、入会金及び年会費を払い込むこととします。

（入会申込の拒絶）

第4条 当機構は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 反社会的勢力に該当する場合
- (5) 過去に会員資格を取り消された者からの申し込みの場合

(6) その他、前各号に準ずる場合で、当機構が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第5条 会員資格有効期間を以下の通りに定めます。

(1) 入会した初年度は、入会日より当該事業年度の末日までとします。

(2) 入会した翌年度以降は、当機構の一事業年度とします。

2 会員資格有効期間の起算日は、当機構が本規約第6条で定める入会金及び年会費の入金の払込みを確認し、入会申込みを受付けた日とします。

3 会員資格は、本規約第8条で定める方法により継続することができます。

(入会金及び年会費)

第6条 入会金及び年会費の金額は以下の通りとし、年度途中の入会であっても、1年間分の年会費を納入するものとします。

会員種別	入会金	年会費
正会員（団体）	無料	30,000 円（1年間分）
正会員（個人）	無料	5,000 円（1年間分）
賛助会員（団体）	無料	24,000 円/1口（1年間分・1口以上）
賛助会員（個人）	無料	4,000 円/1口（1年間分・1口以上）
名誉会員	無料	無料

(抛出金品の不返還)

第7条 既納の入会金及び会費は理由の如何によらず返還しません。本規約第10条及び第11条による退会で年度途中の場合も同様とします。

第4章 会員資格の継続

(会員資格の継続)

第8条 会員資格は退会の申し出がない限り、自動で継続するものとし、毎年事業年度の開始にあたり、書面又は電磁的記録の方法により年会費納入の案内を会員に通知します。

第5章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第9条 会員は、その氏名、名称又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的記録の方法によりその旨を当機構に通知しなければなりません。

2 前項の会員登録情報の変更通知がなされず、当機構からの会員への通知、書類等が遅延又は不達にな

った場合、当機構はその責を負わないものとします。

第6章 会員資格の停止

(会員資格の喪失)

第10条 定款第9条で定める通り、会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、さらに督促に応じなかったとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 定款第10条で定める通り、会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

2 退会届に特に記載がない場合は、当機構が届出を受領した日をもって、退会とします。

(除名)

第12条 定款第11条で定める通り、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 当機構の定款及び本規約に違反したとき
- (2) 当機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 当機構や他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- (5) 当機構や他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (6) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (7) 会員の立場を利用して営利活動を行ったとき
- (8) その他、前各号に準ずる場合で、当機構の理事会が会員として不相当と判断したとき

第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

(措置)

第13条 当該会員の会員資格が失われた場合は、直ちに会員の権利の行使を停止しなければなりません。又、当機構に対し、当該会員に債務があった場合は速やかに清算することとします。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第14条 会員は、次の各号における行為をしてはなりません。

- (1) 本規約第2条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させること
- (2) 当機構の許可なく、当機構のロゴやHPのリンクを使用すること

第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第15条 会員は、個人情報の取扱いについて十分注意し、会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）を、会員以外の第三者に提供、譲渡もしくは売却し、又はその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはなりません。

2 当機構は、当機構が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の一に該当する場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
- (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- (3) 会員の行為が、当機構の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
- (4) 会員の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

第10章 損害賠償

(損害賠償)

第16条 会員が、定款及び本規約に反し、又はそれに類する行為によって当機構が損害を受けた場合、当該会員は、当機構が受けた損害を当機構に賠償しなくてはなりません。

(会員間の紛争)

第17条 会員間相互に生じた紛争においては、会員は自己の責任と費用において解決するものとし、当機構は一切の責を負いません。

第11章 残存条項

(残存条項)

第18条 本規約第6章の通り、会員資格が喪失された場合であっても、本規約第13条、第15条、第16条、第17条及び本条の規約は有効に存続するものとします。

第12章 その他

(会員規約の変更・追加)

第19条 当機構は、円滑な運営のために、本規約の変更又は追加が必要と判断される場合は、適宜、理事会の承認を経て、変更又は追加を行うことがあります。この場合、当機構は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が以下の各号の一に該当する場合、公表のみとすることがあります。

- (1) 会員の利益となる場合
- (2) 会員への影響が軽微である場合
- (3) その他、会員に不利益を与えないと認められる場合

附 則

1. 本規約は2024（令和6）年10月1日から施行します。